

虹ヶ浜・ナショナルビーチパークプロジェクト(民間活力活用型虹ヶ
浜にぎわい創出事業)に合わせたキッチンカー等出店事業 募集要
項



令和8年7月

光市経済部

観光・シティプロモーション推進課

～目 次～

1	実施の目的	P	1
2	募集内容	P	1
3	実施の流れ	P	5
4	実施要件	P	5
5	資格要件	P	6
6	応募手続き	P	7
7	実績報告書の提出・ヒアリング	P	8
8	その他留意事項	P	8
9	問合せ先・書類提出先	P	9

1 実施の目的

虹ヶ浜海水浴場は、日本の渚100選や日本の快水浴場100選にも選定されている全国屈指の海水浴場であり、平成20年後半では、毎年10万人以上が訪れる人気の観光スポットでしたが、近年の猛暑やレジャーの多様化により、海水浴客は大幅に減少しています。

このため、市では、民間事業者のノウハウを活用し、誘客を通じた人的なにぎわいやこれに伴う市内経済化を目指していくため、令和8年7月から「虹ヶ浜・ナショナルビーチパークプロジェクト（民間活力活用型虹ヶ浜にぎわい創出事業）」を実施することとし、採択事業者として「株式会社アミューズ」様と「合同会社アクト・スリー」様を選定しました。

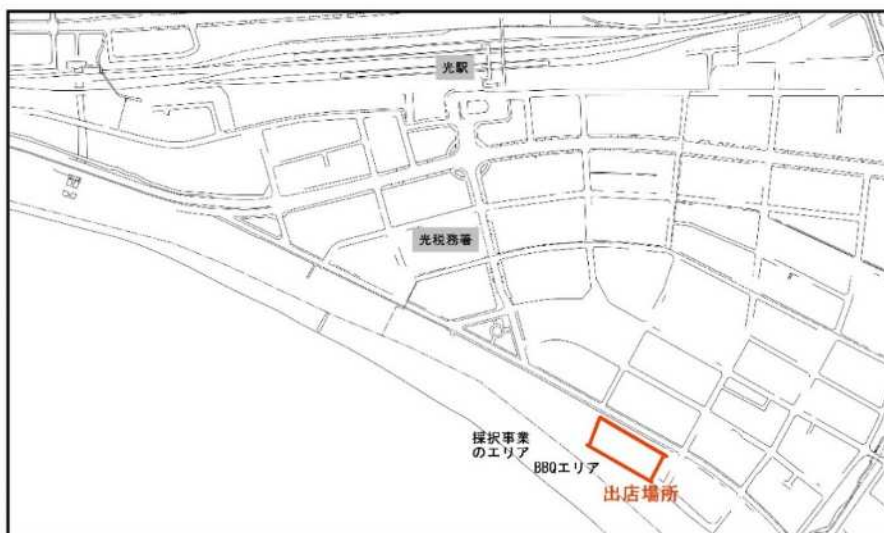
また、こうした取組と合わせて、キッチンカーなどによる飲食物の提供を行うことで、本事業との相乗効果で、虹ヶ浜海岸への誘客や事業効果の向上を目指したいと考えています。

2 募集内容

（1）出店場所

光市虹ヶ浜の松林内（光市虹ヶ浜二丁目10番地1）

※虹ヶ浜海水浴場や「虹ヶ浜・ナショナルビーチパークプロジェクト（民間活力活用型虹ヶ浜にぎわい創出事業）」駐車場の一角



【参考】

虹ヶ浜海岸	R7年
海水浴利用者数（R7:7/19～8/17）	2万9,600人
通年の来訪者（海水浴・島田川を含む）	14万2,281人

(2) 出店形態

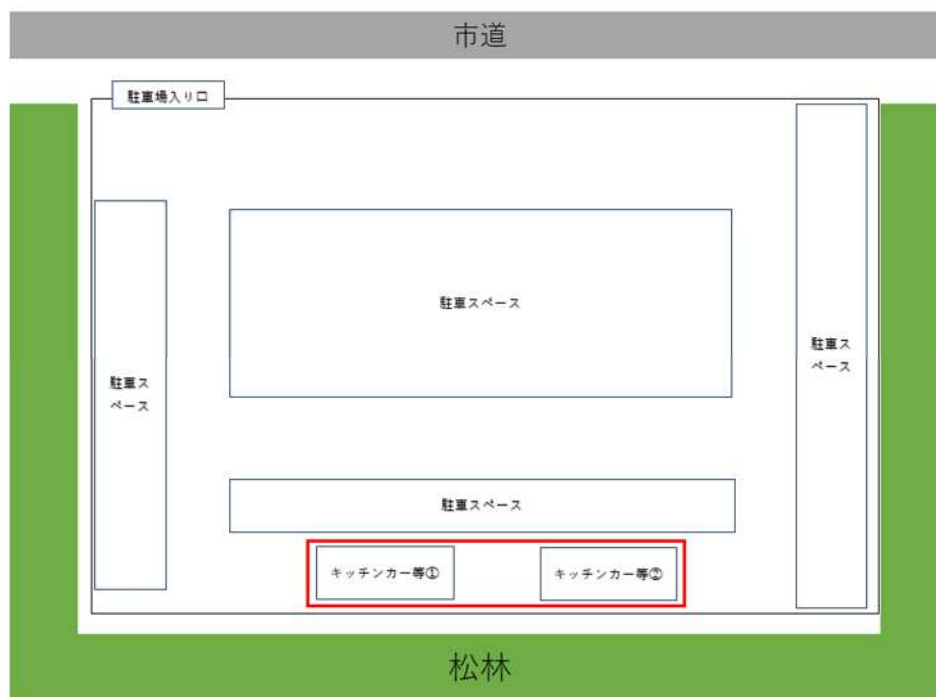
販売品目は、食材や飲食物とし、保健所から当該区域の営業許可を受けたテイクアウト販売とします。

※キッチンカーなどの出店に関して、市が設置している電気設備や水道設備等の使用はできません。

(3) 出店が可能な規模

設置面積は15㎡程度 2区画

※キッチンカーの場合、車両サイズは幅最大3m、長さ最大6m



(4) 出店日

令和8年7月18日(土)から令和9年3月31日(水)まで(7月25日(土)は除く。)

※「虹ヶ浜のにぎわい」の創出の観点から、特に「虹ヶ浜・ナショナルビーチパークプロジェクト(民間活力活用型虹ヶ浜にぎわい創出事業)」の採択事業者が事業を実施する日の出店の検討をお願いします。

【採択事業者と事業概要、実施予定日】

・採択事業者

株式会社 アミューズ

・採択事業の概要

ペダルを漕いで自由に海上散歩ができる水上モビリティを楽しむ事業

・事業実施予定日

令和8年7月18日から8月31日まで毎日。9月からは基本的に土日に実施予定

・採択事業者

合同会社アクト・スリー

・採択事業の概要

子育て世代向けの遊び場や体験イベントを展開する事業

・事業実施予定日

令和8年7月25日から基本的に土日に個別イベントを実施

毎月第4日曜日は、「冒険遊び場」をコンセプトにした総合的な遊び場を実施

(5) 出店時間(キッチンカー等の搬入・搬出時間)

搬入時間:午前10時以降 ※海水浴開設期間中(7/18~8/16)は、9時から9時30分まで

搬出時間:午後9時まで

※搬入時や搬出時において市は立ち合いませんが、事故等はあった場合は速やかに連絡してください。

- ・開庁時(毎週土・日曜日、祝日、年始年末《12月29日~1月3日》を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

電話:0833-72-1532(市観光・シティプロモーション推進課直通)

- ・開庁時以外

電話:0833-72-1400(市当直)

(6) 出店料

無料 ※その他、出店に要する費用は出店者の負担とします。

(7) その他

ア 「虹ヶ浜・ナショナルビーチパークプロジェクト（民間活力活用型虹ヶ浜にぎわい創出事業）」における採択事業と事業者の情報と営業日時などは光市ホームページをご参照ください。



市ホームページ

イ 採択事業の実施エリアとキッチンカーなどの出店場所の間には、誰もが利用できるバーベキューエリアを開放します。

ウ 天候の状況により、「虹ヶ浜・ナショナルビーチパークプロジェクト（民間活力活用型虹ヶ浜にぎわい創出事業）」の中止や海水浴場を閉鎖する可能性があります。この場合は、決定し次第連絡します。

エ 応募者多数の場合は、以下の順で出店者の調整を行います。

・令和8年7・8月の運用

事業を開始した直後である令和8年7月と8月については、採択事業者自らが食材や飲食物のテイクアウト販売を行う場合は、当該採択事業者を優先しますが、それ以外は先着順とします。

・令和8年9月以降の運用

①採択事業者が自ら出店する場合は、当該採択事業者を優先

②市内事業者を優先

③事務局による抽選

なお、販売品目の調整は原則行わないため、同一日の販売品目が出店者間で重複する場合があります。

オ 連続した日に出店する場合、車両や機材などを置いたままでの営業を希望する場合、出店希望の申請をされる際にその旨を記載してください。

車両の保管に関する責務を出店者が負う場合において対応が可能です。



令和7年度に実験的に行ったキッチンカーの出店

3 実施の流れ

募集要項の公表	出店者の募集を開始	令和8年7月13日(月)
事前相談 現地視察	出店希望者は、各自で現地の視察などを実施の上で申込み	随時・希望者のみ
申請書等の受付	出店希望者は応募に必要な書類を事務局に提出	出店希望日が属する月の前月10日まで 【R8.年7・8月の運用】 事業を開始した直後である令和8年7月と8月について、事業の採択事業者を優先するほかは先着順
審査	事務局が提出書類の審査や出店日を調整	随時、調整を行いながら、出店希望日が属する月の前月20日までに通知
出店者の決定	事務局が申請者へ審査結果を通知	
事業の実施	許可を受けた出店者は、事業を実施	令和8年7月18日(土)から
ヒアリング	事業実施後、出店者は実績報告書を提出し、事務局は、出店者からヒアリングを実施	事業実施後

4 実施要件

(1) 実施内容

食材や飲食物のテイクアウト販売であること。

(2) 禁止事項

次のいずれかに該当する活動は禁止します。

- ①法令等に違反し、又はそのおそれがあるもの
- ②公の秩序又は善良の風俗に反し、又は反社会的な破壊の恐れがある活動
- ③人権を侵害し、又はその恐れがある活動
- ④政治性のあるもの又は選挙に関する活動
- ⑤宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関する活動
- ⑥社会問題その他についての主義又は主張にあたる活動
- ⑦内容又は責任の所在が不明確な活動
- ⑧消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適当でない活動
- ⑨青少年の保護及び健全育成の観点から適切でない活動
- ⑩騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される活動
- ⑪その他、市長が適当でないと認める活動

(3) 集客・広告

ア 市は、集客のためにホームページやSNSなどで店舗名、出店日時、主な販売品目等を掲載します。なお、販売品目の写真掲載については、データの提供があれば可能です。

イ 出店者は、それぞれの手段や媒体によって集客活動に協力をお願いします。

5 資格要件

(1) 出店者の応募資格

ア 実施内容を実行できる意思と能力(運営力、資力、資格等)を有する企業、NPO法人、市民団体、個人事業主等であること。

イ 応募時までには販売品目について食品衛生法等の各種許可を受けていること。

ウ 応募時までには、提供する食品に起因した食中毒等に対する賠償責任を補償する保険に加入すること。(例:生産物賠償責任保険(PL保険)等)

(2) 出店者の制限

次の要件のいずれかに該当する者は、出店者になることができません。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当するもの

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する団体又はその構成員。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

ウ 市町村税を滞納しているもの

エ 申請書提出時点で、光市から指名停止を受けているもの

オ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしているもの、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしているもの

カ 宗教活動又は政治活動を目的としているもの

キ その他市長が適当でないと認めるもの

6 応募手続き

(1) 提出書類

名称	提出部数
キッチンカー等販売事業出店計画書（様式第1号）	1部
出店希望日程表（様式第2号）	1部
誓約書（様式第3号）	1部
営業許可書の写し又は写真	1部
食品衛生責任者又はそれに代わる資格証明書の写し又は写真	1部
生産物賠償責任保険（PL保険）等の保険証書の写し又は写真	1部
市町村に納める全ての税の滞納がない証明書（完納証明書）	1部

(2) 提出書類の受付

- ア 出店者は、(1)の提出書類を作成し、受付期間中に事務局に提出します。
- イ 提出方法は、開庁時における持参、郵送(受付最終日必着)、電子メール又はFAXとします。

※電子メール又はFAXで提出する場合の注意点

送信後、必ず到達確認の電話をしてください。また、電子メールで提出を行う場合、証明書等の写しについては、スキャナーで読み取ったデータもしくはデジタルカメラやスマートフォン等で撮影した写真を添付してください。

また、電子メールの件名は「キッチンカー出店希望 虹ヶ浜」としてください。

(3) 提出書類の提出先

事務局(9 問合せ先・書類提出先)に提出してください。

(4) 応募に関する注意事項

ア 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、出店者の負担とします。

イ 提出書類の取扱い等

提出書類は返却しないものとします。また、提出書類は、本イベントの利用目的以外には無断で使用しません。

ウ 法令等の遵守

利用にあたっては、事前に出店者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは出店者に帰属することとします。

エ 失格事項

出店者が次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (ア) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (イ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (ウ) 本要項に定める手続きを遵守しない場合

7 実績報告書の提出・ヒアリング

(1) ヒアリングの実施について

出店期間終了後、事業者は出店実績をまとめた資料を速やかに提出してください。また、事務局が実績報告書の内容などについてヒアリングを実施しますので、ご協力をお願いします。

(2) 提出書類

名称	提出部数
実績報告書（様式第4号） ※添付資料 ・対象施設の写真（出店中） ・収支・集客報告書（任意様式） 複数の出店日がある場合は、出店日毎の数値を記載。	1部

8 その他注意事項

(1) 出店上の注意事項

- ア 食品衛生法その他関連法令を遵守し、食中毒の防止に万全を期すること。
- イ キッチンカーには、営業許可書及び市が交付する「許可書」を常に外から見える位置に掲示すること。
- ウ 衛生管理を徹底するとともに、キッチンカー及びその周辺を適宜清掃し、周囲の環境美化に努めること。また、お客様のごみを回収する環境を準備し、ごみは全てその日に持ち帰り、適正に処分すること。
- エ 出店により生じた排水は、利用地内に流さず、持ち帰りのうえ、適正に処分すること。
- オ 出店による事故（火災、食中毒、その他苦情（販売品や営業方法に関する個店の問題）を含む）などのトラブルは、出店者の責任において対処すること。また、トラブルが発生した場合は、速やかにその内容を市に報告すること。
- カ お客様の往来の妨げにならないよう十分配慮すること。

- キ 音響設備や拡声器等、騒音となり得る機器は使用しないこと。また、振動、異臭等の発生防止に努めること。
- ク 営業に必要な電気、飲料水等は、出店者が用意し、市に財政負担を生じさせないこと。
- ケ 火器を使用する場合は、安全対策を万全にし、事故防止に努めること。また、消火器を必ず設置すること。
- コ 雨天時等のやむを得ない理由により、出店を中止する場合などは、事前に市に連絡すること。
- サ 敷地内禁煙等、利用地周辺のルールを遵守すること。

(2) 責任及びリスク負担の考え方

出店者が実施する事業については、出店者が責任を持って遂行し、当該事業に伴い発生するリスクは、原則として出店者が負うものとします。

(3) 事業中止

「計画内容と著しく異なる」、「公の秩序又は善良な風俗を害するおそれが認められる」、「偽りその他不正な手段により使用許可を受けた」など、本事業の目的から逸脱し、市からの警告等が発せられてもなお改善が見られない場合は、利用を中止していただくことがあります。

なお、利用中止によって生じた損害等について、市は一切の責任を負いません。

(4) 事業終了後

事業終了後、利用場所の原状復帰をしてください。

9 問合せ先・書類提出先

- 部署 光市経済部観光・シティプロモーション推進課
- 住所 〒743-8501 光市中央六丁目1番1号
- 電話:0833-72-1532
- FAX: 0833-72-8981
- E-mail:kankou@city.hikari.lg.jp